

# ウクライナ人学生 受け入れガイド



2022

## はじめに

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻への対応として、京都先端科学大学（KUAS）は、戦争によりウクライナでの修学が困難となった大学生や大学院生、研究機会を失った研究者で、日本での大学教育や研究を希望する方々に、本学での修学・研究機会を提供する「ウクライナ支援プロジェクト」を発足させました。本プロジェクトは、約30名のウクライナ人学生や研究者を京都にキャンパスを構えるKUASに招致することを目標としています。

本稿の執筆時点においても継続されていますが、18歳～60歳のウクライナ人男性はウクライナ政府の政令によりウクライナからへの出国が原則禁止されています。これにより、ウクライナ人学生を避難させようとしている多数の日本国内教育機関の支援活動に混乱が生じました。

さらに、戦争の混乱により、キーウの在ウクライナ日本国大使館だけでなく、多数のウクライナ政府機関が閉鎖されました。このため、移住に係る各種手続きや書類に関する正確な情報の取得が難しい状況が続いています。日本の政府機関もこれらの情報を提供することができません。

このガイドは、日本に留学して勉学を継続したいウクライナ人学生や、ウクライナ人学生を日本に招きたい国内の学校に対して、京都先端科学大学ウクライナ支援プロジェクト（ウクライナから男子学生の避難に成功）の知見を共有することを目的としています。

なお、このガイドは、戦時下におけるウクライナの法令、政府機関の対応、移住手続きの内情を直接見聞きしたウクライナ人学生の情報提供と協力のもと作成されました。

# 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 日本の重要な法律と慣習                      | 4  |
| 第1章：出願と入試のフロー                    | 5  |
| 第2章：学生側が用意する書類                   | 8  |
| 第3章：受入大学側が用意する書類                 | 16 |
| 第4章：ウクライナの出国と国境通過                | 21 |
| 第5章：日本大使館、新型コロナウイルス関連手続き、ヨーロッパ出国 | 23 |
| 第6章：日本への入国とその後                   | 30 |
| 第7章：その他のリソース                     | 33 |

# 日本の重要な法律と慣習

## 1) 日本において法律で飲酒・喫煙が認められている年齢は 20 歳以上です。

日本の警察は未成年者の飲酒・喫煙に対し非常に厳格です。20 歳未満の人は、日本で飲酒・喫煙をしないでください。また、未成年者に飲酒を勧めないでください。この法律に違反した者は、大学の懲戒処分の対象となり、退学、帰国を余儀なくされる可能性があります。

## 2) 日本ではすべての薬物は違法です。

一部の西洋諸国と異なり、日本では娯楽用薬物はすべて違法です。薬物の所持または使用で逮捕された場合、懲役刑または国外退去になります。薬物の使用などは絶対に避けてください。

## 3) 偽造文書はすぐに発覚します。日本で偽造文書を使用しないでください。

偽造された国民識別書類、パスポート、貨幣、新型コロナウイルスワクチン接種証明書等は認められません。日本の当局は不正な文書を簡単に見抜くことができます。偽造文書を所持しているところを見つかった場合、深刻な事態を招く可能性があります。

## 4) 日本は清潔な国です。ポイ捨てはしないでください。

日本人はポイ捨てを嫌い、街をきれいに保つために最善の努力をしています。ポイ捨てをせず、ゴミを捨てるときは掲示されているルールに従いましょう。

## 5) 日本人は「静かさ」を重んじます。周りの人の迷惑にならないようにしましょう。

通常、日本の電車やバス、エレベーターなどの車内はとても静かです。日本人は混んでいる場所でも他人に迷惑をかけないよう静かにしています。こうした場所では大きな声での会話は控えましょう。

特に夜間は、寮の外など道を歩くときは大声で話さないようにしましょう。

## 6) 日本では海賊版による著作権侵害は違法です。メディアを違法にダウンロードしないでください。

日本のインターネットプロバイダは、ソフトウェア、音楽、映画等の海賊版の作成・使用等を行った人を特定・処罰するため企業や警察と連携しています。海賊版による著作権侵害は行わないでください。

## 7) 日本とウクライナの法律は異なります。

日本では、日本の法律を知らないからといって、従わなくていいということにはなりません。(言い換えれば、法律を違反したときに「日本で違法とは知らなかった!」と言っても済まされません。)

合法・適切なのかわからないことがある場合は、大学のスタッフに尋ねるか、日本の法律や慣習について自分で調べるようにしましょう。

# 第1章：出願と入試のフロー

## 出願

多くのウクライナ人学生が深刻な状況に直面していることを鑑みて、京都先端科学大学（KUAS）では、出願と入試のワークフローを「大幅に簡略化」しています。これにより、日本の一般的な大学入試であれば必要な手順が多数省略され、できるだけ少ない手順で最重要事項のみを確認することになりました。

ウクライナ人学生が KUAS ウクライナ支援プロジェクトのサポートデスクに連絡すると、以下の情報の提供が求められます。この情報提供が「出願プロセス」のすべてとなります。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 国籍
4. 現在在籍している学校名／大学名
5. 現在在籍している学部／学科／専門分野名
6. 現在の学年
7. 英語レベル（現時点では大体で OK）
8. 緊急連絡先（WhatsApp 等）
9. 現在の所在地
10. 最寄りの日本大使館（**そこまで移動可能ですか？**）
11. 現在一緒にいるご家族は？
12. あなたはその家族を扶養していますか？（**ご家族はあなたと一緒に日本に来る必要がありますか？**）
13. 手持ちの資金は大体どれくらいですか？
14. 国際パスポート（「ブルーブック」）を持っていますか？
15. 国際パスポートをお持ちの場合、写真を撮って送ることはできますか？
16. 「Diia (Дія)\*」の学生 ID の写真か、在籍している学校の学生証の写真を送ることはできますか？
17. 当校のウクライナ人学生支援について、どこで知りましたか？（**どのウェブサイトかなど**）

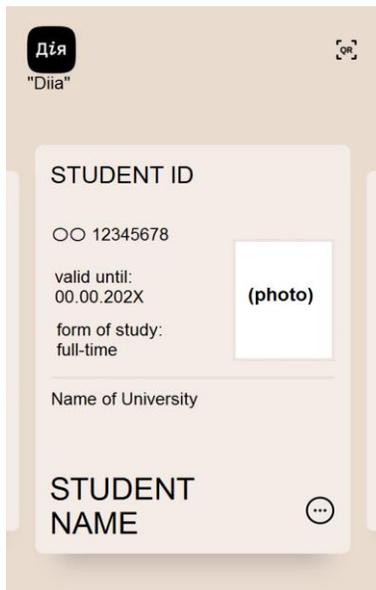
## 「Diia」(Дія)について

ウクライナ政府が開発した Diia (Дія)は、身分証明書表示や文書登録が行えるスマートフォンアプリです。ウクライナ人学生なら誰でも、どこからでも自分の Diia アカウントにアクセスできるはずです。Diia アプリから、ウクライナの大学生であることを証明する学生 ID のスクリーンショットを保存することができるようになっています。

Diia の学生 ID ページには、学生の氏名、在籍するウクライナの大学名、学生 ID の有効期限などの情報が記載されています。

**注：**Diia 上の情報はウクライナ語で記載されています。大学の入試担当者は、Google 翻訳でスクリーンショットの写真を撮ることで内容を簡単に確認できます。

### <Diia (Дія) のスクリーンショット>



**注：**Diia の外観は、学生が使用するスマートフォンの種類によって若干異なります。左の画像は、Google 翻訳によって英語に翻訳された Diia の一般的な外観の例です。

## 入試

出願プロセスと同様に、KUAS のウクライナ避難者向け入試は大幅に迅速化されています。

出願者は、本学が提供するプログラムとの親和性に基づき選考されます。本学とマッチしない出願者（本学にない領域を希望している等）には、他大学の情報を提供します。本学とマッチする出願者には、なるべく早く面談のアポイントメントを取ります。

面談では、教授陣が口述試験形式で出願者の学力と英語力を確認します。例えば、KUAS 工学部の場合、数学や物理学に関する問題が出題されます。また、英語力を評価するため、出願者自身の経歴や境遇などを英語で説明することも求められます。

この面談が「入試」のすべてとなります。合格者には 10 日以内に通知を行い、日本への渡航に必要な書類（第 2 章、第 3 章参照）を提供します。

## 第2章：学生側が用意する書類

戦争のため、18歳～60歳のすべてのウクライナ人男性にはウクライナ軍への入隊の可能性があります。そのため、ウクライナを出国するには、上記年齢層の男性は全員がウクライナ軍の兵士採用当局（「Commissariat」）より入隊延期許可を取得する必要があります。

幸いなことに、ウクライナ国外へ留学生として招聘されているウクライナ人男性は、入隊延期許可を取得できる可能性があります。

入隊延期許可を取得するには、学生と受入大学の双方でいくつかの書類を用意する必要があります。以下は、学生側で用意が必要な書類の詳細一覧です。

各項目には以下の情報が記載されています。

### #) 書類の名称

1. 書類の目的
2. 書類の発行機関
3. 書類発行の所要日数・期間
4. 取得が必要な書類
5. 書類の提出先

< 書類の写真／雛形 >

### 1) 国際パスポート

1. 目的：海外渡航の際の身分証明
2. 発行者：行政サービスセンター（CNAP）。CNAPの事務所はウクライナのすべての主要都市にあります。

CNAPの事務所が所在する都市とウェブサイト一覧：

- キーウ：<https://kyivcnap.gov.ua/>
- リヴィウ：<https://city-adm.lviv.ua/services/>
- オデーサ：<https://cnap.odessa.ua/>
- イヴァノ＝フランキウスク：<https://cnap.if.ua/>
- ハルキウ：<https://dozvil.kh.ua/>（一時閉鎖中）
- テルノーポリ：<https://cnap.rada.te.ua/>
- フメリニツキー：<https://cnap.khm.gov.ua/>

3. 所要期間：10～20 営業日
4. 当該書類取得のために必要な書類
  - ウクライナ国民識別 ID
5. 提示先：ウクライナ国境警備隊、日本の入国審査など



### 3) 大学発行の招聘状の公証翻訳文（ウクライナ語）

1. 目的：ウクライナ国外の学校への入学許可証明が 2部必要です。
2. 発行者：ウクライナ国内の公証人（翻訳者）役場
3. 所要期間：1～2 営業日
4. 当該書類取得のために必要な書類
  - 受入大学発行の招聘状（英語版、PDF）（第3章参照）
5. 提出先：
  - ウクライナ軍兵士採用事務局（1部）
  - ウクライナ国境警備隊（1部）

#### <招聘状の翻訳文と添付公正証書の例>

<Переклад з англійської мови на українську мову>

Логотип:

університет

202 р.

#### ЛІСТ-ЗАПРОШЕННЯ

Для подання за місцем вимоги:

ЦІМ ЗАСВІДЧУЄТЬСЯ, ЩО власника цього листа, пана [REDACTED], було офіційно зараховано студентом денної форми навчання на інженерний факультет (кафедра інженерії механічних та електричних систем) Київського університету передових наук [REDACTED] 202 року.

Тривалість навчання в нашому університеті становитиме [REDACTED] роки [REDACTED]

Тому Київський університет передових наук просить пана [REDACTED] якомога швидше прибути до нашого кампусу в місті Кіото, Японія, аби він міг розпочати своє навчання у зазначеному університеті і стати інженером світового класу, який зможе зробити свій внесок у перебудову України у процвітаючу націю.

Слава Україні!

/підпис/

Ректор [REDACTED] університету [REDACTED]

Печатка.

Цей переклад з англійської мови на українську мову виконано мною, перекладачем,

«11» травня 2022 року

Підпис

Всього [redacted] пронумеровано  
і скріплено печаткою  
Приватний нотаріус



Місто Київ, Україна.

[redacted] я, [redacted] приватний  
нотаріус Київського міського нотаріального округу, засвідчую справжність підпису  
перекладача [redacted], який зроблено в моїй присутності.

Особу перекладача встановлено, його дієздатність та кваліфікацію перевірено.

Зареєстровано в реєстрі за № [redacted]



#### 4) 兵士採用事務局発行の登録証明書

1. 目的：入隊延期の証明
2. 発行者：ウクライナの全都市にある兵士採用事務局
3. 所要期間：ばらつきがある
4. 当該書類取得のために必要な書類
  - ウクライナの大学発行の「20号様式 (Form 20)」証明書
5. 提出先：ウクライナ国境警備隊

#### < 「20号様式」証明書の例 >

МІНІСТЕРСТВО ОСВІТИ І НАУКИ УКРАЇНИ  
ХАРКІВСЬКИЙ НАЦІОНАЛЬНИЙ УНІВЕРСИТЕТ  
ІМЕНІ В.Н. КАРАЗІНА

« \_\_\_\_ » \_\_\_\_\_ 20\_\_ р.  
№ \_\_\_\_\_  
61022, м. Харків, майдан Свободи, 4

**ДОВІДКА**

Видана \_\_\_\_\_ в тому,  
що він (вона) є студентом (студенткою) \_\_\_\_\_ курсу денної форми навчання інституту (факультету)  
\_\_\_\_\_ Харківського національного університету імені В.Н. Каразіна IV (четвертого) рівня акредитації.  
Термін навчання за освітньо-кваліфікаційним рівнем \_\_\_\_\_ з « \_\_\_\_ » \_\_\_\_\_ 20\_\_ р.  
по « \_\_\_\_ » \_\_\_\_\_ 20\_\_ р.  
Довідка видана для подання до \_\_\_\_\_

**Проректор з НПР** **проф. І.І. Попов**



## 5) 海外留学証明書

1. 目的：海外大学への留学の確認
2. 発行者：ウクライナの全都市にある兵士採用事務局
3. 所要期間：約 1 週間
4. 当該書類取得のために必要な書類
  - 受入大学発行の招聘状の公証翻訳文（ウクライナ語）
  - 兵士採用事務局発行の登録証明書
5. 提出先：ウクライナ国境警備隊

### < 海外留学証明書の例 >

  
МІНІСТЕРСТВО ОБОРОНИ  
УКРАЇНИ

РАЙОННИЙ УМОВНИЙ  
ТЕРИТОРІАЛЬНИЙ  
ЦЕНТР КОМПЛЕКТУВАННЯ  
ТА СОЦІАЛЬНОЇ ПІДТРИМКИ  
КОД 0400003

№ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

ДОВІДКА

для виїзду за кордон здобувачів фахової передвищої та вищої освіти,  
асистентів-стажистів, аспірантів та докторантів, які навчаються за денною або  
дуальною формами здобуття освіти

Видана \_\_\_\_\_  
(ПІБ військовозобов'язаного)

Військово-обліковий документ: серія \_\_\_\_\_ номер \_\_\_\_\_  
(дата видачі та ким видано)

\_\_\_\_\_ року народження в тому, що відповідно до абз.2 частини 3 ст.23  
Закону України «Про мобілізаційну підготовку та мобілізацію»  
має право на відстрочку від призову на військову службу за призовом під час  
мобілізації, на особливий період.

Заперечень щодо його виїзду з України у встановленому порядку для  
продовження навчання за кордоном не має.

Довідка дійсна протягом 6 (шести) місяців з дати її видачі.

Начальник \_\_\_\_\_  
районного центру в Києві територіального центру комплектування  
та соціальної підтримки

полковник



## 6) 保護者同意書（学生が17歳以下の場合）

1. 目的：学生の保護者が日本への留学を許可していることの証明
2. 発行者：学生の保護者
3. 所要期間：場合による
4. 当該書類取得のために必要な書類：なし
5. 提出先：ヨーロッパの日本国大使館および日本の入国管理当局（日本入国後）

### < 保護者同意書の例 >

(Name of Applicant / 申請者名 / Ім'я заявника) (Student's Name)

To: The Staff of the Relevant Embassy & Immigration Authorities of Japan

I, the parent / guardian of the above-named applicant, hereby give my consent for the applicant to travel to Japan to pursue higher education for four years at [REDACTED]

日本国在外公館・出入国在留管理局関係者 殿

私は、上記申請者の保護者として、申請者が日本へ渡航し、学校法人 [REDACTED] の [REDACTED] 部 [REDACTED] 学科において、4年間の高等教育を受けることを承諾致します。

Кому: Співробітникам відповідного посольства та імміграційних органів Японії

Підписуючи цей документ, я, батько/опікун вищезазначеного заявника, даю свою згоду на те, що заявник поїде до Японії [REDACTED]

в [REDACTED]

(Name of Guardian / 保護者氏名 / Прізвище опікуна) (Parent/Guardian's Name)

(Signature of Guardian / 保護者署名 / Підпис опікуна) (Parent/Guardian's Signature)

(Relationship to Applicant / 申請者との関係 / Відношення до заявника) (Father, Mother, etc.)

(Date / 記入日 / Дата) (Date of signature)

## 第3章：受入大学側が用意する書類

ウクライナ人学生の避難を迅速化するため、大学側はいくつかの書類を用意する必要があります。加えて、学生が男性の場合は、ウクライナ軍への入隊延期申請が必要となる可能性があるため、招聘状の作成が必要です。

以下は、大学側で用意し、合格後に学生へ送付する必要がある書類の詳細一覧です。学生の状況（現在どれくらい危険な状態にあるか等）によって、極めて早急な発行が必要な場合があります。

各項目には以下の情報が記載されています。

### #) 書類の名称

1. 書類の目的
2. 書類の提出先

< 書類の写真（雛形） >

## 1) 入学許可書

1. 目的：大学の入学許可の証明
2. 提出先：学生（自身の学歴記録のため）

<入学許可書の例>

### UNIVERSITY LETTERHEAD

Month XX, 202X

Dear XXXXXXXX,

Congratulations! XXXXXXXX University is honored to offer you admission into its Department of XXXXXXXX of the Faculty of XXXXXXXX.

Please confirm the offer details below, and indicate your decision via the reply form in your notification e-mail.

All of the following school fees will be waived:

- Admission fees
- Tuition, Facility and Laboratory fees
- Dormitory fees (for the first year)

Furthermore, our University offices will contact you very shortly with more information about additional financial aid that is customized to your needs.

Congratulations on your successful application, and we look forward to seeing you at XXX as soon as possible.

Yours sincerely,

*President's Signature*

XXXXXXXXXX XXXXXXXXX

President  
XXXXXXX University

## 2) 招聘状

1. 目的：男子学生の海外大学への入学許可証明
2. 提出先：学生。当該書類の最終的な提出先については第2章第3節を参照。

**注意：**招聘状には、**学生が正規生として入学することを明記し、修学の開始日と終了日**を明確に記載する必要があります。

<招聘状（英語版）の例>

### UNIVERSITY LETTERHEAD

Month XX, 202X

#### LETTER OF INVITATION

To Whom It May Concern:

LET IT BE KNOWN THAT the Holder of this letter, Mr. XXXXXXXX, was formally accepted as a full-time student to the Faculty of XXXXXXXX at XXXXXXXX University on Month XX, 202X.

The length of their studies at our University will be X years.

Therefore, XXXXXXXX University invites Mr. XXXXXXXX to come to our campus in XXXXXXXX, Japan as soon as possible, so that they may begin their studies and, some day, contribute to the rebuilding of Ukraine into a prosperous nation.

Glory to Ukraine.

*President's Signature*

XXXXXXXX XXXXXXXX

President

XXXXXXXX University



(←President's Official Seal)

## ビザ発行依頼書

1. 目的：身元保証書のカバーレター。緊急ビザ申請の際に日本国大使館に提出。
2. 提出先：学生。学生がウクライナ出国後に最寄りの日本国大使館に提出する。

### <カバーレターの例（日本語と英語）>

## UNIVERSITY LETTERHEAD

Month XX, 202X

### VISA ISSUANCE REQUEST LETTER ビザ発給依頼書

To the Staff of the Relevant Embassy of Japan:

LET IT BE KNOWN THAT the Holder of this letter, XXXXXXXX, was formally accepted as a full-time student to the Faculty of XXXXXXXX at XXXXXXXX University on Month XX, 202X.

The length of their studies at our University will be X years.

Therefore, for humanitarian purposes, we formally request that XXXXXXXX be issued a visa so that they may travel to Japan as soon as possible. It is our hope that they will one day use this knowledge of engineering to rebuild Ukraine into a prosperous nation.

日本大使館関係各位

〇〇氏は、2022年4月27日に〇〇大学〇〇学部にて正規学生として入学することが認められました。

本学での在学期間は4年間とします。

日本での就学を円滑に開始できるよう、また、人道的な観点からも、関係各所におかれましてはビザを発給頂きたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

本学で学んだ知識を活かし、ウクライナ復興に役立てることを期待しています。

以上

President's Signature

XXXXXXXX

President

XXXXXXXXX University

〇〇大学

〇〇〇〇

学長



(←President's Official Seal)

### 3) 身元保証書（日本語）

3. 目的：ビザ申請の際に、学生が日本国大使館に提出（KUAS の場合、学生の所属先となる学部の学部長がこの書類上の「保証人」となる）。
4. 提出先：学生。学生がウクライナ出国後に最寄りの日本国大使館に提出する。

#### < 身元保証書の例 >

| 身元保証書  |                              | 令和 年 月 日   |
|--|------------------------------|--|
| 在  | 大使 <input type="checkbox"/>  |  |
|  | 日本国 殿                        |  |
|  | 総領事 <input type="checkbox"/> |  |
| <b>ビザ申請人</b>   |                              |  |
| ※氏名は必ず旅券上のアルファベット表記で記載してください。申請人が複数の場合には代表者の身分事項を以下に記入の上、申請人名簿を添付してください。 |                              |  |
| 国  | 籍                            |  |
| 職  | 業                            |  |
| 氏  | 名                            | 性別 男 <input type="checkbox"/> ・ 女 <input type="checkbox"/> ほか <input type="checkbox"/> 名 |
| 生  | 年 月 日                        | 西暦 年 月 日 日生 歳  |
| 上記の者の本邦入国に関し、以下の事項について保証します。   |                              |  |
| 1 滞在費  |                              |  |
| 2 帰国旅費   |                              |  |
| 3 法令の遵守  |                              |  |
| 上記のとおり相違ありません。   |                              |  |
| <b>身元保証人</b> (注)   |                              |  |
| 住  | 所                            | 〒 -  |
| 職  | 業                            |  |
| 氏  | 名                            |  |
| 生  | 年 月 日                        | 西暦 年 月 日 日生 歳  |
| 電  | 話 番 号                        | (内線)   |
| F A X  | 番 号                          |  |
| 申請人との関係  |                              |  |
| 【以下は、会社・団体が招へいする場合に記入してください】   |                              |  |
| 担当者所属先名  |                              |  |
| 担 当 者 氏 名  |                              |  |
| 担当者電話番号 (内線)   |                              |  |
| F A X 番 号  |                              |  |

(注) 会社・団体等が招へいする場合には会社・団体名及び役職名を記入してください。

## 第4章：ウクライナの出国と国境通過

学生への注：本章は個々のウクライナ人の経験に基づいており、結果は人により異なる場合があります。

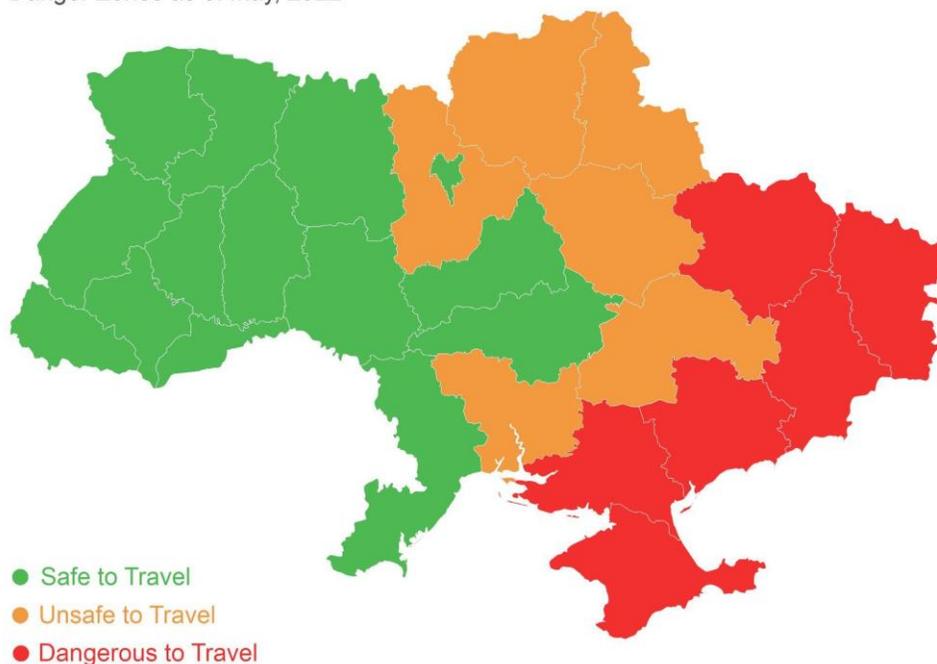
まずは、第2章と第3章に記載の書類をすべて取得することが非常に重要です。軍関係者や国境警備隊は非常に厳格です。本文執筆時点において、あらゆるウクライナ出国の試みに対し制限を受ける傾向にあります。

個々人の経験によれば、必要書類はすべて地元で取得したほうが、出国・留学請願の正当性が高まると思われます。戦争が原因ですべての書類を居住地で取得することが難しい場合は、最寄りの CNAP 事務所を探して、「一時避難民」登録を行ってください。その後、地域の兵士採用事務局にて出国申請手続きを行ってください。

### 1) 国境まで安全に移動する

最も安全で現実的な移動手段は列車で、その次にバス、最後が車だと考えられています。これまでの情報によると、比較的安全に移動できる地域とそうでない地域があります。以下の地図はそうした状況を大まかに表したものです。

Danger Zones as of May, 2022



## 2) 国境検問所で書類を提出する

### 1. 書類は以下の順番で提出します。

- a) 国際パスポート
- b) 軍登録証明書
- c) 海外留学証明書
- d) 大学発行の招聘状の公証翻訳文

### 2. 書類の提出先：国境警備隊員

国境までの移動手段によって、国境警備隊員の階級が異なる場合があります。ほとんどの場合、バスまたは車で移動する市民の書類のチェックは一等兵／二等兵が行い、列車乗客の書類チェックは伍長が行います。一部の国境警備隊員は、男性が国境を通過するのに必要な書類を誤解している可能性があることに留意してください。また、判断に責任追いたくないという人もいます。そのような状況が発生した場合は、すぐに曹長との話し合いを要請してください。

## 3) 国境警備隊に関するよくある質問：

### 1. 質問は誰にされますか？

ほとんどの場合、質問をするのは検問所を受け持つ曹長です。一等兵／二等兵または伍長が質問を行うこともあります。下級兵士は情報に疎い場合があることに留意してください。疑問が生じた場合は、すぐに曹長との話し合いを求めてください。

### 2. 国境警備隊はどのような質問をすることが多いですか？

- a) 招聘された海外の大学に入学する前は、ウクライナの大学の学生だったか？
- b) 留学プログラムの期間は？
- c) 留学プログラムはいつ開始するのか？
- d) フルタイムの学生として在籍していたことはあるか？
- e) 国境を通過した後は、次に何をする必要がありますか？

### 3. 国境通過のプロセス全体はどれぐらいの時間を要しますか？

所要時間は国境までの交通手段によります。バスまたは車の場合は約2時間、満員の列車の場合は最大3時間かかることがあります。

# 第5章：日本国大使館、新型コロナウイルス関連手続き、ヨーロッパ出国

## 1) 日本国大使館の訪問と「短期滞在」ビザの申請

### 1. 日本国大使館の訪問予約

可能であれば、ポーランドの日本大使館に行くことをお勧めします。ウクライナ語を話せる職員がおり、かつウクライナ避難民支援のため職員を増員しているためです。ポーランドの日本国大使館の場合は、予約は必要ありません。直接大使館に行き、案内を求めてください。

### 2. ビザ申請書<[PDFのダウンロードはこちら](#)>

大使館では、職員からビザ申請書の記入を求められます。記入方法がわからず、大使館職員も十分な説明ができない場合は、受入大学のスタッフに問い合わせてください。

記入例は次のページをご覧ください。

### 3. 日本入国に必要な書類

大使館の職員より、日本入国に際して必要な新型コロナウイルス関連の手続きについて説明があると思います。これら手続きの詳細については、本章の次の節をご覧ください。

< ビザ申請書の記入例 >

\*Partner's profession/occupation (or that of parents, if applicant is a minor):

Guarantor or reference in Japan(Please provide details of the guarantor or the person to be visited in Japan)

Name **(Name of Student's Guarantor)** \_\_\_\_\_ Tel. **XXX-XXXX-XXXX**

Address **(Address of Guarantor (OR University))** \_\_\_\_\_

Date of birth 21/09/1965 Sex: Male  Female   
(Day)/(Month)/(Year)

Relationship to applicant **Teacher** \_\_\_\_\_

Profession or occupation and position **(Position of Guarantor)** \_\_\_\_\_

Nationality and immigration status **Japanese** \_\_\_\_\_

Inviter in Japan(Please write 'same as above' if the inviting person and the guarantor are the same)

Name **same as above** \_\_\_\_\_ Tel. \_\_\_\_\_

Address \_\_\_\_\_

Date of birth \_\_\_\_\_ Sex: Male  Female   
(Day)/(Month)/(Year)

Relationship to applicant \_\_\_\_\_

Profession or occupation and position \_\_\_\_\_

Nationality and immigration status \_\_\_\_\_

\*Remarks/Special circumstances, if any \_\_\_\_\_

Have you ever:

**(Answer these truthfully)**

- been convicted of a crime or offence in any country? Yes  No
- been sentenced to imprisonment for 1 year or more in any country? \*\* Yes  No
- been deported or removed from Japan or any country for overstaying your visa or violating any law or regulation? Yes  No
- been convicted and sentenced for a drug offence in any country in violation of law concerning narcotics, marijuana, opium, stimulants or psychotropic substances? \*\* Yes  No
- engaged in prostitution, or in the intermediation or solicitation of a prostitute for other persons, or in the provision of a place for prostitution, or any other activity directly connected to prostitution? Yes  No
- committed trafficking in persons or incited or aided another to commit such an offence? Yes  No

\*\* Please tick "Yes" if you have received any sentence, even if the sentence was suspended.

If you answered "Yes" to any of the above questions, please provide relevant details.

"I hereby declare that the statement given above is true and correct. I understand that immigration status and period of stay to be granted are decided by the Japanese immigration authorities upon my arrival. I understand that possession of a visa does not entitle the bearer to enter Japan upon arrival at port of entry if he or she is found inadmissible."

"I hereby consent to the provision of my personal information (by an accredited travel agent, within its capacity of representing my visa application) to the Japanese embassy/consulate-general and (entrust the agent with) the payment of my visa fee to the Japanese embassy/consulate-general, when such payment is necessary."

Date of application DD/MM/YYYY Signature of applicant **(Your Signature)**  
(Day)/(Month)/(Year)

\* It is not mandatory to complete these items.

Any personal information gathered in this application as well as additional information submitted for the visa application (hereinafter referred to as "Retained Personal Information") will be handled appropriately in accordance with the Act on the Protection of Personal Information Held by Administrative Organs (Act No. 58 of 2003, hereinafter, "the Act"). Retained Personal Information will only be used for the purpose of processing the visa application and to the extent necessary for the purposes stated in Article 8 of the Act.

## 2) 新型コロナウイルス関連の入国手続きの準備

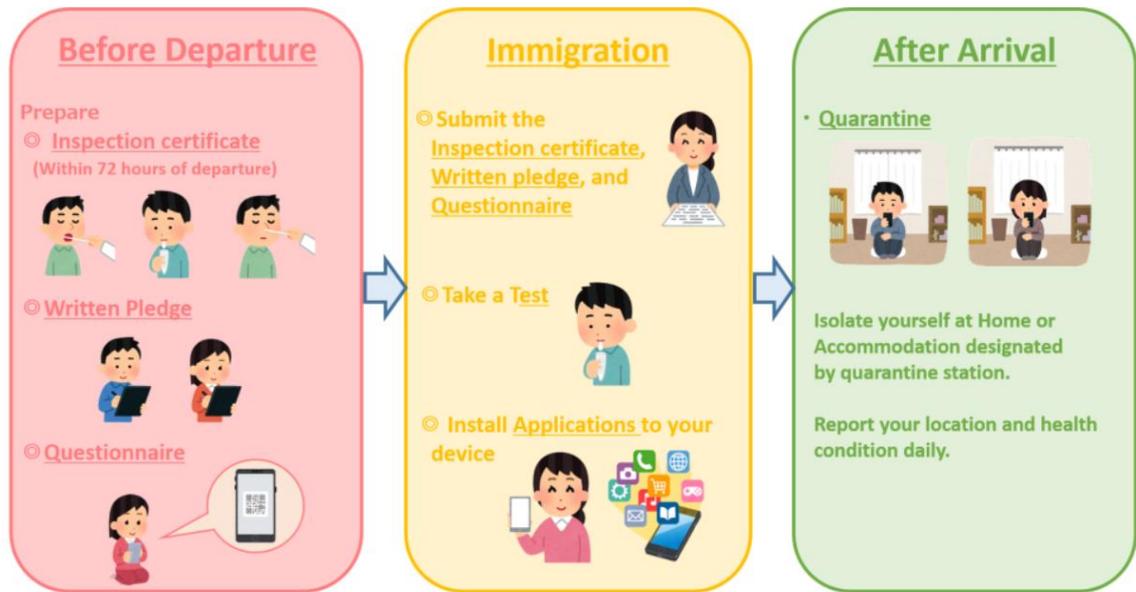
日本へ渡航するには、新型コロナウイルス検査機関で渡航前 72 時間以内に PCR 検査を受ける必要があります。PCR 検査の後、医師よりデジタル版の検査結果である「**検査証明書**」が発行されます。

次に、「MySOS」というアプリをスマートフォンにインストールし、検疫手続事前登録フォームの入力を行います。（以下参照）

最後に、「誓約書」と「質問票」の記入も必要です。これらの書類は日本大使館や空港、機内で配布される可能性があります（以下参照）。

検査証明書、MySOS アプリ、誓約書、質問票はすべて、降機後に検疫所に提示／提出します。

### <日本の新型コロナウイルス関連の入国手続きのフローチャート例>



### 1. PCR 検査機関を予約する

ポーランドの場合、以下の検査機関で日本の検疫所が認めている種類の PCR 検査を受けることができます。

#### DIAGNOSTYKA Laboratory

（ポーランド語、英語、ロシア語、ドイツ語のウェブサイト有り）

検査費用：350PLN（約 10,500 円/72 ユーロ）

[こちら](#)から検査場を選択してください。

PCR 検査の後、医師よりデジタル版の PCR 検査結果（別名「検査証明書」）が発行されます。この検査証明書は、日本到着時に検疫所に提出する必要があります。

< 医師記入済みの新型コロナウイルス検査証明書の例 >



Quarantine Station,  
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japanese Government

Sample

COVID-19 に関する検査証明  
Certificate of Testing for COVID-19

交付年月日  
Date of issue \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ パスポート番号 \_\_\_\_\_  
Name \_\_\_\_\_, Passport No. \_\_\_\_\_  
国籍 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_  
Nationality \_\_\_\_\_, Date of Birth \_\_\_\_\_, Sex \_\_\_\_\_

上記の者の COVID-19 に関する検査を行った結果、その結果は下記のとおりである。  
よって、この証明を交付する。  
This is to certify the following results which have been confirmed by testing  
for COVID-19 conducted with the sample taken from the above-mentioned person.

| 採取検体<br>Sample<br>(下記いずれかをチェック<br>/Check one of the boxes<br>below)                         | 検査法<br>Testing Method for COVID-19<br>(下記いずれかをチェック/Check one of the<br>boxes below)           | 結果<br>Result  | ①結果判明日<br>Test Result Date<br>②検体採取日時<br>Specimen Collection<br>Date and Time | 備考<br>Remarks |
|---|---|---|---|---------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 鼻咽頭ぬぐい液<br>Nasopharyngeal Swab                          | <input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (RT-PCR 法)<br>Nucleic acid amplification test (RT-PCR)        | <input checked="" type="checkbox"/> 陰性<br>Negative                          | ① Date (yyyy /mm /dd)<br><u>2021 / 4 / 2</u>                                  |               |
| <input type="checkbox"/> 鼻腔ぬぐい液 <sup>※2</sup><br>Nasal Swab                                 | <input checked="" type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (LAMP 法)<br>Nucleic acid amplification test (LAMP) | <input type="checkbox"/> 陽性<br>Positive<br>→ 入国不可<br>No entry<br>into Japan | ② Date (yyyy /mm /dd)<br><u>2021 / 4 / 1</u><br>Time <u>AM</u> <u>2 : 30</u>  |               |
| <input type="checkbox"/> 唾液 Saliva  | <input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (TMA 法)<br>Nucleic acid amplification test (TMA)              |   |   |               |
| <input type="checkbox"/> 鼻咽頭ぬぐい液と咽頭<br>ぬぐい液の混合<br>Nasopharyngeal and<br>oropharyngeal swabs | <input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (TRC 法)<br>Nucleic acid amplification test (TRC)              |   |   |               |
|   | <input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (Smart Amp 法)<br>Nucleic acid amplification test (Smart Amp)  |   |   |               |
|   | <input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (NEAR 法)<br>Nucleic acid amplification test (NEAR)            |   |   |               |
|   | <input type="checkbox"/> 次世代シーケンス法<br>Next generation sequence                                |   |   |               |
|   | <input type="checkbox"/> 抗原定量検査 <sup>※1</sup><br>Quantitative antigen test (CLEIA/ECLIA)      |   |   |               |

※1 抗原定性検査ではない。  
Not a qualitative antigen test.  
※2 鼻腔ぬぐい液検体は核酸増幅検査のみ有効  
Nasal Swab is valid when the test method is Nucleic acid amplification test.

医療機関名 Name of Medical institution \_\_\_\_\_  
住所 Address of the institution \_\_\_\_\_  
医師名 Signature by doctor \_\_\_\_\_

印影  
An imprint of a  
seal

## 2. MySOS アプリのインストールと検疫手続事前登録

PCR 検査の結果を受け取ったら、MySOS アプリをインストールし、アプリ上で検疫手続の事前登録を行うことを強くお勧めします。（以下参照）

### Response entry information

Confirm your response details, and then revise any mistakes.

Background red items are mandatory. Please correct.

#### 1. Information on the person entering Japan

**REVISE**

|  |                     |
|--|---------------------|
| Date of arrival in Japan<br>YYYY/MM/DD | Check your E-Ticket |
| Airline company name                   | Check your E-Ticket |
| Flight number                          | Check your E-Ticket |
| Seat number                            |                     |
| Crew member                            | X                   |

**REVISE**

|                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| FIRST MIDDLE NAME<br>First Name |                     |
| LAST NAME<br>Last Name          |                     |
| Nationality<br>Ukraine          |                     |
| Gender<br>Check your passport   |                     |
| Date of birth<br>YYYY/MM/DD     | Check your passport |

#### 2. Information on staying in Japan

**REVISE**

|  |
|--|
| Postal code (: none)<br><b>(Address of Hotel, etc)</b>   |
| Prefecture<br><b>(Address of Hotel, etc)</b>   |
| Municipality (including ordinance-designated cities)<br><b>(Address of Hotel, etc)</b>   |
| Town<br><b>(Address of Hotel, etc)</b>   |
| Chome address<br><b>(Address of Hotel, etc)</b>  |
| Detached house Multiple-dwelling complex (condominium, apartment building, etc.) Lodging or destination facility (hotel, etc.)<br><b>Lodging or destination facility (hotel, etc.)</b> |
| room number  |

**REVISE**

|                         |
|-------------------------|
| Planned departure date  |
| Departure airport name  |
| Departure flight number |
| Departure port name     |
| Departure ship name     |

#### 3. Information on staying in infected regions

**REVISE**

|   |
|---|
| Regions 1<br>Check a stamp in your passport |
| Regions 2                                   |
| Regions 3                                   |

#### 4. Information on your physical condition

**REVISE**

|   |
|---|
| In the last 14 days, have you been in contact with someone who had a symptom such as a fever or coughing?<br>X/✓      |
| In the last 14 days, have you been in contact with an infected patient (or is it possible that you have been)?<br>X/✓ |
| In the last 14 days, have you had a symptom such as a fever or coughing?<br>X/✓                                       |
| In terms of your current physical condition, is there anything wrong?<br>X/✓  |
| If something is wrong, select all your symptoms from the list below.  |
| Are you using an antipyretic, cold medicine, painkiller, or other medication?<br>X/✓                                  |

#### 5. Follow-ups

**REVISE**

|  |
|--|
| Email address<br><b>(E-mail address of university)</b>       |
| <b>REVISE</b>  |
| Phone number (: none)<br><b>(Phone number of university)</b> |
| Other telephone number                                       |

**BACK** **COMPLETE RESPONSE**

### 3. 誓約書と質問票

PCR 検査証明書以外に、新型コロナウイルス関連手続きで学生による準備が必要な書類が 2 つあります。これらは日本到着時に入国審査で提出するものです。

#### a. 誓約書

この書類は大使館で配布されます（空港または機内で配布される可能性もあり）。日本で隔離待機する場所の住所、受入大学の緊急連絡先の電話番号、パスポート番号、氏名、日付を記入します。

#### < 誓約書の記入例 >

2. Personal information of the traveler.

|  |   |                                    |  |
|--|---|------------------------------------|--|
| Name (write in alphabet)                                     | Age   | Nationality                        | Country/countries/region(s) where you have been during 14 days prior to entering Japan |
| LASTNAME Firstname   | XX  | UKRAINIAN                          | (Answer Honestly)  |
| Name of legal representative (if the pledger is a minor)     | Address (of the quarantine location after entering Japan.)<br>Please enter the complete address accurately, including street address, building or apartment name, unit or number (if staying at home) and building name (if staying at accommodation facilities). |                                    |  |
| (If you are 17 years old or younger, write the Dean's name.) | (Address of Hotel, etc.)  |                                    |  |
| Passport number  | Mobile phone number available in Japan *<br>(The pledger must be available at this number for the duration of quarantine period)  |                                    |  |
| (Your passport number)                                       | (Tel. # of University)  |                                    |  |
| E-mail*  |   | Emergency contact telephone number |  |
| (Your email address) @ gmail.com                             |   | (Emergency Tel. # of University)   |  |

\*The e-mail address and smartphone number will be used for contact from the Health Monitoring Center for Overseas Entrants (HCO). They must be operable in Japan. They must also be identical to information provided to the Japanese quarantine officer in the questionnaire completed upon entry.

\*Even if you are with your family or a group, include one e-mail address for each person.

If you are 12 years old or younger and do not have your own e-mail address, you may include your parent or guardian's e-mail address.

b. 質問票

政府ウェブサイトの記入要領を読み、質問票に記入してください。記入の仕方がわからない質問がある場合は、大学スタッフにご連絡ください。

3) E チケット

日本国大使館からビザが発行された後、大学より E メールで航空券の E チケットが送付されます。最寄りの国際空港から、成田国際空港（NRT）、羽田空港（HND）または関西国際空港（KIX）へのフライトの利用をお願いします。

**重要事項：**

- **フライト出発時刻の 72 時間前以内に、確実に PCR 検査を完了するようにしてください。**
- **フライト出発時刻の少なくとも 3 時間前までに、空港に到着しているようにしてください。国際線は待ち時間が長くなります。**
- **空港に向かう前に、確実に「MySOS」アプリのインストール・入力を行ってください。**

# 第6章：日本への入国とその後

## 1) 外国人入国記録カード

日本入国にあたって、外国人は入国審査時に「入国記録カード」の提出が必要です。通常は機内でこの用紙の記入が求められます。

### <入国記録カードの記入方法—表面・裏面>

| 外国人入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR FOREIGNER  |  | 【 ARRIVAL 】                             |   |
|--|--|---|---|
| 英語又は日本語で記載して下さい。 Enter information in either English or Japanese.  |  |   |   |
| 氏名<br>Name   | Family Name                                  | Given Names                             |   |
| 生年月日<br>Date of Birth  | 日 Day 月 Month 年 Year                         | 現住所<br>Home Address                     | 国名 Country name 都市名 City name                       |
| 渡航目的<br>Purpose of visit   | <input type="checkbox"/> 観光<br>Tourism       | <input type="checkbox"/> 商用<br>Business | <input type="checkbox"/> 親族訪問<br>Visiting relatives |
|  | <input type="checkbox"/> その他<br>Others ( )   |   | 航空機便名・船名<br>Last flight No./Vessel                  |
| 日本の連絡先<br>Intended address in Japan  | 日本滞在予定期間<br>Intended length of stay in Japan |   |   |
| 表面の質問事項について、該当するものに記号を記入してください。 Check the boxes for the applicable answers to the questions on the back side.  |  |   |   |
| 1. 日本での退去強制歴・上陸拒否歴の有無<br>Any history of receiving a deportation order or refusal of entry into Japan   |  | <input type="checkbox"/> はい Yes         | <input type="checkbox"/> いいえ No                     |
| 2. 有罪判決の有無(日本での判決に限らない)<br>Any history of being convicted of a crime (not only in Japan)   |  | <input type="checkbox"/> はい Yes         | <input type="checkbox"/> いいえ No                     |
| 3. 規制薬物・銃砲・刀剣類・火薬類の所持<br>Possession of controlled substances, guns, bladed weapons, or gunpowder   |  | <input type="checkbox"/> はい Yes         | <input type="checkbox"/> いいえ No                     |
| 以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and accurate.  |  |   |   |
| 署名 Signature _____   |  |   |   |
| <p><b>【質問事項】 [Questions]</b></p> <p>1. あなたは、日本から退去強制されたこと、出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことがありますか？<br/>Have you ever been deported from Japan, have you ever departed from Japan under a departure order, or have you ever been denied entry to Japan?</p> <p>2. あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？<br/>Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or in another country?</p> <p>3. あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？<br/>Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants, or other controlled substance, swords, explosives or other such items?</p> |  |   |   |
| 官用欄<br>Official Use Only   |  |   |   |

## 2) 入国審査

入国審査時に、ヨーロッパ出発前に用意した書類（第5章参照）の提出が必要です。

- 検査証明書（新型コロナウイルス PCR 検査結果）
- 誓約書
- 質問票
- 入国記録カード

また、入国審査ではこのような書類一式が配布されます。機内などで読み、内容をよく理解するようにしてください。

## 3) 到着時の新型コロナウイルス検査と隔離待機

到着時に、以下の一部またはすべての実施が求められることがあります。

1. 到着時の新型コロナウイルス検査
2. 指定ホテルでの隔離待機
3. 大学到着後、寮での隔離待機
4. 隔離期間中の所在地を追跡するアプリのインストール

入国審査官から何をすればよいか指示があるので、それに従ってください。日本入国後に気分が悪くなった場合は、すぐに大学に連絡してください。

## 4) 入国審査通過後

1. 入国審査を通過すると、大学が手配したガイドが待っています。ガイドが空港から東京駅までご案内します。
2. 東京駅では、京都行き新幹線への乗車をお手伝いします。東京から京都まで、新幹線で約 2.5 時間です。



3. 京都駅に到着し、新幹線口を出たら、別のガイドが指定の隔離用ホテルにご案内します。
4. 1～8 日間（新型コロナウイルス陰性かどうかや、滞在した国によって異なる）隔離待機をした後、大学スタッフがホテルからキャンパスまで送迎します。

## 5) その後は？

安全に日本に到着した後も、いくつかタスクが残っています。中でも最も大事なものは以下のとおりです。

- 日本に短期滞在ビザで到着したウクライナ人学生は、出入国在留管理局に行き、長期滞在ビザを受け取る必要があります。
- パスポートの残存有効期限が短い場合は、在日ウクライナ大使館でパスポートの更新が必要です。
- また、地域の区役所等で住民登録と国民健康保険の手続きを行い、日本の銀行口座を開設し、携帯電話を入手する必要があります。これらのタスクは大学がお手伝いします。
- 男性のウクライナ人学生は、定期的にウクライナ軍宛に日本留学中であることを証明するレターを提出する必要がある場合があります。 大学にレターの発行を依頼した上で、ウクライナ宛に自分で送付してください。
- ワクチン接種を日本で受けることができますが、通学の条件として法律で義務付けられているわけではありません。 **ウクライナで偽造のワクチン接種証明書を取得している場合は、削除または破棄し、日本国内では使用しないでください。**

## 第7章：その他のリソース

以下は、ウクライナ人避難民が日本に定住し、必要なサポートを受けられるよう、日本政府、京都市、その他様々な機関が提供しているリソースです。

以下の各項目には、連絡先と提供されているサポート内容が記載されています。これらリソースはご自由にお使いください。

### 1) ウクライナ・京都市民ぐるみ受入支援ネットワーク

1. サポート内容：ボランティア、通訳翻訳サービス（日本語⇄ウクライナ語）
2. 連絡先（電話）：075-752-3511
3. 受付時間：9：00～21：00（月曜定休）

### 2) 外国人在留支援センター（FRESC）

（出入国在留管理庁—日本滞在ウクライナ人向け情報）

1. サポート内容：ウクライナ人向けのお役立ち情報（ニュースレター）
2. 連絡先：[ukraine\\_support@i.moj.go.jp](mailto:ukraine_support@i.moj.go.jp)
3. 受付時間：24 時間